

# 令和8年度公園監視団体の募集案内

徳島県では、自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）の自然環境の保全と適正な利用の促進を図るために、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の中から「公園監視団体」を指定し、自然公園等の監視業務の委託を行っています。

公園監視団体の指定を希望するNPO法人は、次の申請要領に従って応募してください。

## 申請要領

### 1 応募資格

徳島県内のNPO法人で、次の要件を満たすもの。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 県税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 定款、規約またはそれに相当する文書（以下「定款等」という。）を有し、適正な事業計画書、予算書及び決算書が整備されていること。
- ⑦ 定款等において、活動の種類や目的等に「環境の保全を図る活動」の定めがあること。
- ⑧ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑨ 政治上の主義もしくは施策、または、宗教上の教義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動を行っていないこと。

### 2 主たる業務

- ① 関連法令等に基づく自然環境の保全とその適正な利用に関すること
- ② 自然公園等における公共施設等の棄損防止、棄損状況の把握及び軽微な維持修繕
- ③ 自然公園等における適正利用の指導及び啓発
- ④ 自然公園等における野生生物に関する情報収集
- ⑤ 自然公園等における廃棄物の投棄防止及び投棄状況の把握
- ⑥ その他自然公園等の環境保全及び生物多様性の確保に資する業務

### 3 指定期間

令和8年6月1日から令和10年3月31日までの間。

なお、委託契約は単年度契約となります。令和9年度分については、当事業に係る県予算が成立した場合に限って、契約を行うこととします。このため、令和9年度の委託契約については、一部の契約となる又は契約しない場合があることをご承知ください。

### 4 応募方法

別紙の公園監視団体指定申請書(様式1号)に従い、必要事項を記入し、必要書類を添付して、持参または郵送により応募してください。

提出いただいた申請書等は、お返しいたしませんので御了承ください。申請書等は県庁サステナブル社会推進課及び南部環境保全室と西部環境保全室の環境保全担当にあります。また、徳島県ホームページからでも申請書類等をダウンロードすることができます。

### 5 募集締切

令和8年5月15日(金)午後5時(当日消印有効)

### 6 選考結果

選考結果については、令和8年5月下旬にそれぞれ通知いたします。

### 7 応募及び問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課

電話：088-621-2263

ファクシミリ：088-621-2845